資料３

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく文化芸術活動に関する

都道府県計画について

【経緯】

●　平成30年6月に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、同法第8条において、地方公共団体においても、計画を策定することが努力義務とされた。

●　これを受け、府では、「障がい者計画」に1章立てにより、同法に基づく都道府県計画（以下、「文化芸術計画（仮称）」という）として位置づけていくこととする。

【文化芸術計画（仮称）策定の流れ（案）】

●　第5次障がい者計画の中間見直しに合わせ、文化芸術計画（仮称）を章立ての形で策定。

●　令和4年度末に改定される予定の、国が策定している同法に基づく基本計画を勘案し、令和5年度文化芸術部会において文化芸術計画（仮称）の案について調査審議。

【文化芸術計画（案）に盛込む内容（案）】

●　文化芸術計画（案）の位置づけ

・障がい者を取り巻く文化芸術活動の背景

・文化芸術計画（案）の策定趣旨

●　計画の目標時期

　　　　・令和8年度末まで（案）

●　計画の推進体制

　　　　・各関係機関との連携等を含む

●　計画の基本理念・基本方針

　　　　・府障がい者計画、障がい者文化芸術推進法、国基本計画をふまえ設定

●　施策推進の方向性

・主な施策の取組み

●　具体的な施策の取組み